

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-01-03

事業名	県自然環境保全審議会の運営	事業番号	03	課係名	自然保護課 自然保護班	係番号	01
-----	---------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 沖縄県自然環境保全審議会委員</p> <p>(2) 現状 自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、温泉法の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>(3) 方法 自然環境保全審議会委員の指定、委員会の運営</p> <p>(4) 目標 自然環境の保全等に関する施策の総合的な検討</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 自然環境保全地域の指定・解除、自然公園の指定・解除、鳥獣保護区の指定・解除、温泉掘削の許可不許可などは条例等で同審議会の意見を聞くこととなっている。法令の規定に該当する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 自然環境保全法で各都道府県に同審議会を設置することが規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>754</td> <td>854</td> <td>867</td> <td>917</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：自然環境保全事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	754	854	867	917	人工数	0.20	0.20	0.20	0.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	754	854	867	917												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.60												
<p>2. 事業の必要性 「自然環境保全」に対する県民のニーズが高く、法に基づく自然環境保全に関する審議や、温泉の掘削許可申請等に関する審議を行う必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和48年，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) ・自然環境保全審議会の開催・各部会の開催</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) ・平成15年度：2回開催 ・平成16年度：2回開催 ・平成17年度：6回開催</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 法令事項のほか、本県の自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) ・自然公園の指定、自然環境保全に関する指針の策定など</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 本県の自然環境の保全と節度ある利用に貢献した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 本県の自然環境の保全と節度ある利用に貢献する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然保護班				
評価責任者	自然保護課		担当者 自然保護班		
課番号	030900	係番号	01	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-01-03				
事務事業名	県自然環境保全審議会の運営				
歳出事業コード(1)	157001001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	自然環境保全事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		自然環境審議会の開催					
成果指標名又は成果の内容(A')		適切な自然環境の保全と利用の答申					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	2.00	2.00	6.00	/	3.00	
成果指標A'	件	2.00	2.00	1.00	/	3.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	754	854	867	917	/	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.60	/	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	3,852	/	
	合計C+E=F	2,080	2,142	2,155	4,769	/	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	自然環境に関する県民意識の高揚に伴い、自然環境保全審議会の調査審議等への関心度は高い。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	学識経験者や住民代表により構成される自然環境保全審議会の調査審議について県民の関心が増加している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	本県は自然環境の保全に関する重要事項について、他県に比して審議会の意見を聞くことが多い。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	自然環境保全法で都道府県に同審議会を設置することが定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	法令により県が行うことが定められている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	法令により県が実施することが定められており、民間委託できない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する新議会は同審議会のみであり、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する審議会は同審議会のみであり、目標達成のため、対象は適当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	本県の自然環境に重要な影響を与える各種計画や大型開発行為等について、学識経験、住民の立場から同審議会の意見は重要であり、大きな影響を与えている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定根拠	自然環境保全審議会の開催にかかる経費はほぼ横ばいであるが、同審議会の意見の重要性は増加しており、効果は高い。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		
判定根拠	自然環境保全審議会の意見等により、自然環境の適切な保全と利用が図られた。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	同審議会は自然環境の保全に関する各種計画の策定や開発行爲等に学識経験、住民代表の見地から意見を述べる役割を担っており、負担割合は妥当である。	

10. O A化の可能性		判定 A
(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。		
判定根拠	同審議会は直接意見を述べたり、現地調査等を実施するためO A化は困難である。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			C
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			A	
5. 事務事業の選択			A	
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
		(2) 対結果	A 1	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
	10	2	1		

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 C 具体的方向性 2
(評価区分) : C. 見直す		
(具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。		
判定根拠	自然環境の保全に関する県民意識の向上に伴い、自然環境保全審議会の役割はますます重要となってきたが、「沖縄県付属機関等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき委員数を減らす必要があるため見直していく。平成18年度において本審議会委員を改選する際に委員数を見直す予定である。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-01-08

事業名	マングロープの保全	事業番号	08	課係名	自然保護課 自然保護班	係番号	01
-----	-----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 マングロープ生態系</p> <p>(2) 現状 本県は、我が国で唯一広大なマングロープ生態系を有する地域であることから、県内のマングロープ林の保全及びその普及啓発を図ることを目的に沖縄国際マングロープ協会が設立された。その後、国際マングロープ生態系協会を本県に誘致し、財団法人として設立されたが、現在はNPO法人に移行している。</p> <p>(3) 方法 (社)沖縄国際マングロープ協会等の活動支援及び普及啓発活動</p> <p>(4) 目標 マングロープ生態系の保全</p>	<p>5. 事業の種類 (1)助成 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか マングロープ研究を行う団体の支援を通してマングロープを保全等を行うものであり、受益者が不特定、市場性がないに該当する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 本県の地域特性を生かした国際交流、学术交流拠点形成のため、県が積極的に設置した団体であり、活動を支援する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10,906</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：自然環境保全事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	10,906	0	人工数	0.10	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	10,906	0												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.10												
<p>2. 事業の必要性 我が国で唯一マングロープが広範囲に分布している本県の特徴を生かし、世界のマングロープの保全を通して国際協力、学术交流の拠点形成を図るとともに、県内のマングロープを保全しエコツーリズム等の観光資源として活用を図る。また、地球規模での環境問題が深刻な状況であるなかで、マングロープを通して地球環境問題の解決の一助とする。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成3年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 活動等への支援、普及啓発活動</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 海外でのマングロープ植林(パキスタン、セネガル等) 海外からの研修員の受け入れ(26カ国、40名) 国際会議の開催(国際ワークショップ等の開催) 普及啓発用ガイドブックの発行(英語、日本語)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) マングロープ保全活動の支援</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 平成11年度地球温暖化防止活動大臣表彰(国際貢献部門)を受賞</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 国際交流、学术交流拠点形成 マングロープの植林により地球環境保全 国際的地位向上</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 本県の国際交流、学术交流拠点形成に貢献 マングロープの植林等とおして、地球環境保全に貢献 本県の国際的地位向上に貢献</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然保護班				
評価責任者	自然保護課			担当者	自然保護班
課番号	030900	係番号	01	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-01-08				
事務事業名	マングロープの保全				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070203	計画名	環境保全実施計画			
			政策目標	自然環境の保全・活用			
			施策	多様な生物の生息・生育環境の保全			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	マングロープ生態系保全活動						
成果指標名又は成果の内容(A')	学術研究への貢献、研究所利用者						
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	研究所運営	1.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	利用者数	200.00	200.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	10,906	0	0	0
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	人件費E	663	644	644	642	642	642
	合計C+E=F	663	644	11,550	642	642	642

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	沖縄国際マングロープ協会は、本県の地域特性を活かした国際交流、学術交流拠点形成のため、県が積極的に設置した団体であるが、現在、県からの財政的援助は行っていない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 C	
(判定内容) C: 減少傾向	
判定根拠	マングロープ研究所については老朽化が著しいこと等から、平成16年度で用途廃止し、平成17年度に解体した。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	マングローブ保全に特化した県の予算措置はない。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	マングローブ研究所については平成16年度で閉鎖し、平成17年度で解体した。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	マングローブ研究所の施設は県有財産であり、県の実施が適当である。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	マングローブ研究所の施設所有者は県であり、県が直接実施することが妥当である。	

5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定 根拠	国際交流、学術交流の拠点形成を図るためのものであり、他部で所管する学術振興のための事務事業と一体的に実施した方が効果的である。	

6. 対象の妥当性		判定 B
(判定内容) B. 対象が限定的で、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定 根拠	マングローブ研究のための各種国際会議等の開催やガイドブックの発行等普及啓発のための県の予算措置等が行われておらず、活動は停滞している状況である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 C
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) C. ある程度の影響を与える。		
判定 根拠	海外からの研修員の受け入れ事業に協力するなど、国際交流、学術交流に関し貢献をしている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 D
 (判定内容) D: 費用、成果とも低下傾向。

判定 根拠	マングローブ研究団体への県の予算措置等を行っていない。マングローブ研究所については平成17年度で解体したことから利用者はない。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 D
 (判定内容) D: 費用、結果とも低下傾向。

判定 根拠	現在、県からのマングローブ研究団体への予算補助等を行っていない。
----------	----------------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定 根拠	(社)沖縄国際マングローブ協会等への財政的支援は行っていない。
----------	---------------------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	O A化するだけの情報の蓄積はない。
----------	--------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	C
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
4. 民間委託の可能性	B		
	5. 事務事業の選択	B	
有効性	6. 対象の妥当性	B	
	7. 貢献度	C	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	D
		(2) 対結果	D
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	3	5	3	2	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D 具体的方向性
	2

(評価区分): D: 廃止
 (具体的方向性): 2: 民間、市町村等に担ってもらふこと等により県の事業は廃止する。

判定 根拠	団体等の支援を内容とした「マングローブの保全」については、平成17年度にマングローブ研究所を解体し、団体等への支援は終了したことから、この事業については廃止する。マングローブの保全の普及啓発等の事務については、引き続き行う必要があるため、他の事務事業（海域生態系の保全）の中で対応することとしたい。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-01-10

事業名	鳥獣保護区設定費	事業番号	10	課係名	自然保護課 自然保護班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域、鉛散弾規制地域等</p> <p>(2) 現状 鳥獣保護区25カ所(国指定7、県指定18)、鳥獣保護区特別保護地区15カ所(国指定6、県指定9)、休猟区(可猟区面積の1/3)8カ所、銃猟禁止区域1カ所、鉛散弾規制地域1カ所</p> <p>(3) 方法 鳥獣保護区等について、指定と更新及びそれに関する調査を県全域で行う。</p> <p>(4) 目標 鳥獣の生息環境の保全及び適切な保護繁殖を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、国及び県が行っている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 都道府県ごとに地域特性に応じた鳥獣保護事業計画を樹立し、計画的かつ総合的な鳥獣保護行政を行う必要があるため。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>572</td> <td>583</td> <td>516</td> <td>439</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.80</td> <td>0.50</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 鳥獣保護区設定費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	572	583	516	439	人工数	0.80	0.50	0.80	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	572	583	516	439												
人工数	0.80	0.50	0.80	0.80												
2. 事業の必要性 全ての野生鳥獣を適切に保護・管理するとともに、鳥獣保護について広く県民に啓発を行う。																
3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:																
4. 自治上の区分: 自治事務																

<p>(1) 何を(手段・活動指標)</p> <p>ア 鳥獣保護区の更新等</p> <p>イ 休猟区の指定</p> <p>ウ その他規制地域の指定</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 大保鳥獣保護区を更新(H16) 安波・名護岳・恩納・西銘岳・佐手・伊部・与那覇岳の各鳥獣保護区の更新等(H17) 平良市大野山林を銃猟禁止区域に指定 休猟区を設定(可猟区の概ね1/3を3年間指定) 平成17年国指定名蔵アンバル鳥獣保護区及び沖縄海岸国定公園海中公園地区(慶良間諸島海域)をラムサール条約に登録 平成12年に伊是名島鉛散弾規制区域を指定</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>ア 未吉及び比謝川の各鳥獣保護区特別保護地区の再指定をする。</p> <p>イ 鳥獣保護区を新たに1~2カ所指定する。</p> <p>ウ 県内可猟面積の1/3の休猟区をローリングで指定する。</p> <p>エ 水鳥の鉛中毒防止のため鉛散弾規制地域を適宜指定する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標)</p> <p>ア 鳥獣保護区面積</p> <p>イ 休猟区面積</p> <p>ウ 鉛散弾規制区域面積</p> <p>エ 銃猟禁止区域面積</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>鳥獣保護区25カ所(23,276ha)、特別保護地区15カ所(4,481ha)、休猟区(37,057ha)、ラムサール条約湿地登録3カ所(568ha)、鉛散弾規制区域(1,409ha)、銃猟禁止区(1,115ha)を設定した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>鳥獣の生息環境の保全、適正数の確保及び保護繁殖の向上を図る。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然保護班				
評価責任者	自然保護課			担当者	自然保護班
課番号	030900	係番号	01	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-01-10				
事務事業名	鳥獣保護区設定費				
歳出事業コード(1)	157005005	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	鳥獣保護区設定費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070203	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	多様な生物の生息・生育環境の保全		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	鳥獣保護区設定数					
成果指標名又は成果の内容(A')	鳥獣保護区の面積					
活動指標名又は活動の内容(B)	ラムサール条約湿地登録数					
成果指標名又は成果の内容(B')	ラムサール条約湿地登録面積					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	保護区設定	26.00	26.00	25.00		25.00
成果指標A'	保護区の面	23,412.00	23,499.00	23,276.00		23,276.00
活動指標B	登録数	1.00	1.00	3.00		3.00
成果指標B'	登録面積	58.00	58.00	568.00		1,556.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	572	583	516	439	
	人工数D	0.80	0.50	0.80	0.80	
	人件費E	5,304	3,220	5,152	5,136	
	合計C+E=F	5,876	3,803	5,668	5,575	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B
	(判定内容) B. 概ね満足している。
判定根拠	学識経験者、住民代表で構成する沖縄県自然環境保全審議会において承認を得た、第9次鳥獣保護事業計画に基づき事業を実施している。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A. 増加傾向
判定根拠	ラムサール条約湿地の登録について、地元から要望がある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	県土面積あたりの鳥獣保護区面積が大きい	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において県が行うことと規定されている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	鳥獣保護区の指定により、鳥獣の生息環境の保全及び保護繁殖を図ることができる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	鳥獣保護区の指定、鳥獣保護区面積の拡大により、鳥獣の生息環境の保全及び保護繁殖を図ることができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定 根拠	決算額、人工数の投資資源及び鳥獣保護区面積が横ばいである。
----------	-------------------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	決算額、人工数の投資資源及び鳥獣保護区面積が横ばいである。
----------	-------------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	法令に基づく県の事業であり妥当である。
----------	---------------------

10. O A化の可能性 判定 B

(判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。

判定 根拠	鳥獣保護区等の指定については、関係機関、利害関係者との調整が主なものであり、O A化の効果は小さいが、管理面においては必要である。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	C	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	B		

合計	A	B	C	D	E
10	2	1			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	本県の野生鳥獣を適切に保護・管理する必要があることから、投入資源は現状維持とするが、その成果については向上させる。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-01-12

事業名	希少野生動植物種保護条例制定事業	事業番号	12	課係名	自然保護課 自然保護班	係番号	01
-----	------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 レッドデータブックに記載されている希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定する。</p> <p>(2) 現状 希少な野生動植物が、開発や乱獲等により種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。</p> <p>(3) 方法 条例を制定し、希少野生動植物種を指定することにより本県に生息・生育する貴重種等の保護を図る。</p> <p>(4) 目標 平成18年度に条例を策定する。平成19年度は指定希少野生動植物種の指定、指定外来種の指定等を行う。</p> <p>2. 事業の必要性 レッドデータブック等公表し、貴重種等の保護等に関し警鐘を発しているが、強制的な規制がないため生態系の攪乱等絶滅の危機に瀕している。脆弱な本県の希少種等の保護を図るため条例を制定する。</p> <p>3. 実施年度・始期：18年度，終期：19年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 県内に生息・生育する野生動植物種を対象とするものであり、受益者が不特定、市場性がないものに該当する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県内に生息し又は生育する希少野生動植物種の保護を図り、生物の多様性の確保及び生活環境等の保全を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3,631</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：希少野生動植物種保護条例制定事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	3,631	人工数	0.00	0.00	0.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	3,631												
人工数	0.00	0.00	0.00	1.00												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 条例を策定し、希少野生動物種を指定する。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 絶滅に瀕している希少野生動植物種が保護され、生物多様性が保全される。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度に「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」(レッドデータおきなわ)動物編及び菌類編・植物編を発行した。また、他都道府県の条例制定状況等について資料収集を行った。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) レッドデータおきなわの発行により本県に生息・生育する野生動植物相の現状が把握できた。各県の条例の内容等が把握できた。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 条例を制定し、希少野生動植物種や指定外来種等を指定する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 絶滅のおそれのある希少野生動植物の保護が図られる。</p>
---	---	---

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然保護班				
評価責任者	自然保護課		担当者自然保護班		
課番号	030900	係番号	01	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-01-12				
事務事業名	希少野生動植物種保護条例制定事業				
歳出事業コード(1)	157001001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	自然環境保全事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070213	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	(仮称)希少野生動植物種保護条例の制定		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	3. H18年度新規事務事業				
---------	----------------	--	--	--	--

活動指標名又は活動の内容(A)	条例の制定					
成果指標名又は成果の内容(A')	指定種数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	条例の制定	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00
成果指標A'	指定種数	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	3,631	
	人工数D	0.00	0.00	0.00	1.00	
	人件費E	0	0	0	6,420	
	合計C+E=F	0	0	0	10,051	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 -
(判定内容) :-	
判定根拠	
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) :-	
判定根拠	

第2表 事務事業の自己評価(つづき)

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

3. 役割分担(守備範囲)		判定 -
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) :-		
判定 根拠		
(2) 市町村、国との役割分担		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

4. 民間委託の可能性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

5. 事務事業の選択		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

6. 対象の妥当性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

7. 貢献度(手段と成果の相関関係)		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠		

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | -
 (判定内容) :-

判定 根拠	
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | -
 (判定内容) :-

判定 根拠	
----------	--

9. 県の負担割合 判定 | -
 (判定内容) :-

判定 根拠	
----------	--

10. O A化の可能性 判定 | -
 (判定内容) :-

判定 根拠	
----------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	-
	2. サービス水準の他県比較		-
	3. 役割分担	(1) 官民	-
		(2) 県市町村	-
4. 民間委託の可能性		-	
有効性	6. 対象の妥当性		-
	7. 貢献度		-
	8. 対費用効果	(1) 対成果	-
(2) 対結果		-	
効率性	9. 県の負担割合		-
	10. O A化の可能性		-

合計	A	B	C	D	E

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性 1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定 根拠	本県にはノグチゲラ、ヤンバルクイナ等数多くの野生生物が生息・生育し多様な自然環境を形成しているが、開発や乱獲等によりこれら野生生物が圧迫を受け、種の絶滅や生態系の攪乱等が懸念されている。このことから平成17年度に野生生物の現状を把握し、その保護対策の基礎資料として「レッドデータおきなわを」発行したが、保護に関する法的根拠が十分ではない。そのため、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護対策を図るため本条例を制定し、具体的に指定希少動植物種の指定を行うものである。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-02-07

事業名	温泉掘削等に係る許可事業	事業番号	07	課係名	自然保護課 自然公園班	係番号	02
-----	--------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 温泉の掘削・増堀・動力装置設置及び温泉利用許可等を申請に基づき審査し許可を行う。</p> <p>(2) 現状 平成15年度(累計) 12件 平成16年度(累計) 14件 平成17年度(累計) 19件</p> <p>(3) 方法 許可申請に対し、自然環境保全審議会の意見を聞き、許可を行う。</p> <p>(4) 目標 申請に対して迅速・適切に審査を行い許可する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 温泉法により規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 温泉法第3条、9条、13条等の許可は県知事が行うことと規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>248</td> <td>230</td> <td>230</td> <td>890</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 温泉行政費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	248	230	230	890	人工数	0.40	0.40	0.40	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	248	230	230	890												
人工数	0.40	0.40	0.40	1.00												
<p>2. 事業の必要性 温泉の保護並びにその利用の適正化を図ることによって公共の福祉の増進、並びに本県の観光振興に寄与する。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 掘削・動力・許可件数(累計)</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成15年度(累計) 12件 平成16年度(累計) 14件 平成17年度(累計) 19件</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 申請に対して迅速・適切な審査を行い許可件数25件とする。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 温泉利用許可件数(累計)</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 温泉利用許可件数(累計) 8件</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 15件の温泉利用件数にする。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然公園班				
評価責任者	自然保護課		担当者自然公園班		
課番号	030900	係番号	02	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-02-07				
事務事業名	温泉掘削等に係る許可事業				
歳出事業コード(1)	157007001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	温泉行政費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	掘削・動力許可件数(累計)					
成果指標名又は成果の内容(A')	温泉利用許可件数(累計)					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	許可件数	12.00	14.00	19.00	25.00	
成果指標A'	利用件数	6.00	7.00	8.00	15.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	248	230	230	890	
	人工数D	0.40	0.40	0.40	1.00	
	人件費E	2,652	2,576	2,576	6,420	
	合計C+E=F	2,900	2,806	2,806	7,310	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	温泉の保護及びその適切な利用は、県民の保健休養に資するもので温泉利用者も多い。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	昨今の温泉ブーム等に乗じて、県内における温泉掘削等の問い合わせ、申請等が増加している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	本県は本土に見られるように自噴型の温泉がなく、大深度掘削による温泉なので申請・利用件数等が他県に比べ少ない。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	温泉法により温泉の保護と適正な利用を図ることは官が行うことと規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	温泉法第3条、第9条及び第13条により県が行うことと規定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	温泉法第3条、第9条及び第13条により県が行うことと規定されている。	
5. 事務事業の選択		判定 B
(判定内容) B. 対象や目標等に類似する事務事業はないが、一体的に実施した方がよいと思われる事務事業がある。		
判定 根拠	温泉掘削等については温泉法独自の事務であるが、その利用について公衆衛生面での管理については福祉保健部薬務衛生課の所管事業となっている。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	温泉の開発、利用を考えている者を対象としている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	許可利用件数の増加は直接温泉利用者数の増加に結びつくため。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠	近年の保養・健康志向の増加に伴い、温泉へのニーズが高まっているため、温泉掘削等の申請等が増加し事務処理が増加している。
------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠	近年の保養・健康志向の増加に伴い、温泉へのニーズが高まっているため、温泉掘削等の申請等が増加し事務処理が増加している。
------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	申請に対して、手数料を徴収している。
------	--------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	掘削等の申請に係る書類は図面や画像等が多く、制度構築等に比して得られる成果は少ない。
------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	B	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	1 1	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性 4

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠	昨今の健康ブームに乗じて、温泉掘削等の問い合わせや行為が増加する傾向にあることから、許可申請等に対しては適切に審査して対応することが必要である。今後、本県全域に広がる可能性があることから、温泉掘削等の申請書の事前審査や適切な温泉利用がなされているかの立ち入り検査等の業務を福祉保健所に委譲し、住民の利便性の向上を図るとともに迅速な対応を図る。
------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-02-08

事業名	自然公園監視員事務	事業番号	08	課係名	自然保護課 自然公園班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 沖縄県自然公園監視員設置要綱に基づき、県内2箇所の国定公園及び3カ所の県立自然公園を監視するため配置された19名の自然公園監視員の委嘱並びにその調査報告。</p> <p>(2) 現状 国定及び県立自然公園地区内に計19名の自然公園監視員を配置し、毎月1回程度担当する自然公園内の監視状況を報告してもらうことによって、間接的に自然公園の良好な保持を図っている。</p> <p>(3) 方法 月1回程度担当する自然公園内で監視活動を行い監視状況を市町村経由で書面にて報告してもらう。</p> <p>(4) 目標 報告件数の増：110件/年</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 自然公園法に基づき、風景地を保護し、利用の増進を図るため官が自然公園を指定・整備をしており、その景観の保全等は「官」が行うべきであり、監視員はその目的補完するため設置している。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 国定公園及び県立自然公園は国民の保健、休養及び教化に資することを目的としており県が行う。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>1,523</td> <td>1,094</td> <td>865</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：自然公園管理事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	1,523	1,094	865	476	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	1,523	1,094	865	476												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 自然公園の風景地を保護し、利用の適正化、環境衛生の維持及び事故の防止について適切に指導・監視を行う必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和52年，終期：平成20年度</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 自然公園監視員の人数</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 自然公園地区内(平成12年度より西表国立公園地区は除く)住民に自然公園監視員を委嘱計37人。 担当地区内を監視、自然公園内の適正な利用・保護に関する報告書提出</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 自然公園監視員の質の向上、監視活動の強化</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 監視活動報告件数</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成14年度： 182件 平成15年度： 93件 平成16年度： 120件 平成17年度： 119件</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 監視活動報告件数の増：110件/年</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然公園班				
評価責任者	自然保護課		担当者自然公園班		
課番号	030900	係番号	02	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-02-08				
事務事業名	自然公園監視員事務				
歳出事業コード(1)	157002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	自然公園管理事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	070202	計画名	環境保全実施計画			
			政策目標	自然環境の保全・活用			
			施策	自然公園区域の指定、拡大、管理、整備、利活用の促進			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	自然公園監視員数					
成果指標名又は成果の内容(A')	報告件数					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	自然公園監	37.00	37.00	37.00	19.00	19.00
成果指標A'	報告件数	182.00	93.00	120.00	110.00	110.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	1,523	1,094	865	476	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	
	合計C+E=F	2,849	2,382	2,153	1,760	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B. 概ね満足している。	
判定 根拠	自然公園監視員報告を基に、自然公園区域の状況を把握し、優れた風景地の保護のための施策を展開することができる。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A. 増加傾向	
判定 根拠	県民の環境意識の高まりにより、市町村又は県への報告の意義は大きい。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	本県の自然公園監視員と同様の制度は他県においても定められている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	自然公園内の風景の保護は官がすることとされており、自然公園監視員はその実現のため設置されているものである。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	国定公園及び県立自然公園の管理は法律及び条例により県が行うこととされている。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	自然公園内の風景の保護・管理は官が行い、自然公園監視員は指導・監視の補完するものとして設置している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	自然公園監視員の業務は自然公園区域に限られ、その活動も自然公園の趣旨に基づくものであるため。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	自然公園監視員は、自然公園区域内に在住している者で、かつ、自然環境の保全・保護に知識と関心のある者に委嘱しており、対象として適当かつ効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	自然公園の保護及び利用の状況の指導・監視活動は報告という成果に結びつく。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 A1	
判定 根拠	費用が低下する中、報告件数は増加している。
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 A1	
判定 根拠	費用は低下しているものの、報告件数は増加している。

9. 県の負担割合 (判定内容) A. 妥当である。 判定 A	
判定 根拠	県以外の第三者に負担を求めることは、自然公園法及び条例の趣旨から適切ではない。

10. O A化の可能性 (判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。 判定 B	
判定 根拠	O A化のための制度構築、その構築費用及び技術修習に係る費用に対し、その効果はそれほど期待できない。

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	A	
有効性	4. 民間委託の可能性	B		
	5. 事務事業の選択	A		
効率性	6. 対象の妥当性	A		
	7. 貢献度	A		
	8. 対費用効果	(1) 対成果	A1	
		(2) 対結果	A1	
	9. 県の負担割合	A		
	10. O A化の可能性	B		

合計	A	B	C	D	E
	8	5			

12. 所管課の総合評価					
<table border="1" style="margin-left: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 2px;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">評価区分</td> <td style="padding: 2px;">D 具体的方向性 2</td> </tr> </table>		総合評価		評価区分	D 具体的方向性 2
総合評価					
評価区分	D 具体的方向性 2				
(評価区分) : D. 廃止 (具体的方向性) : 2. 民間、市町村等に担ってもらふこと等により県の事業は廃止する。					
判定 根拠	自然公園内の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り管理することは県の業務であるが、行政のみでは対応が十分でない面もあるため、沖縄県自然公園監視員設置要綱に基づき「自然公園監視員」を委嘱し、公園利用者に対し、自然公園の保護及び適正な利用の指導を行っている。 平成18年度には委嘱機関が満了するが、新規委嘱は監視箇所を絞って委嘱を行い、県職員によるパトロール等の強化により対応する。				

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-030900-02-09

事業名	沖縄海岸海中公園地区景観保全調査	事業番号	09	課係名	自然保護課 自然公園班	係番号	02
-----	------------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 沖縄海岸海中公園地区の海中景観の保全・復元及び創造</p> <p>(2) 現状 沖縄海岸海中公園地区は、多くのサンゴが生息し、美しい海中景観の核となる区域であるとともに、本県観光産業における最も重要な資源であるが、白化現象、オニヒトデの食害や人間活動に伴う環境負荷により、サンゴが減少し、海中景観は悪化しつつある。</p> <p>(3) 方法 海中公園地区内の海中景観の現状および過去の状況を可能な限り詳細に調査し、また、長期的なモニタリングを行うことにより、海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討する。</p> <p>(4) 目標 海中公園の景観の変化について、原因等を考察し、沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿についての検討を行い、復元の基礎資料を作成する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 国定公園内に指定されている海中公園地区は官が管理しており、海中景観の保全・復元及び創造という公益の確保のため、官が行う。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 自然公園法の規程により海中公園地区は知事が指定し、管理は県が行っている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>1,300</td> <td>1,880</td> <td>1,750</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：自然公園管理事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	1,300	1,880	1,750	1,250	人工数	0.40	0.40	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	1,300	1,880	1,750	1,250												
人工数	0.40	0.40	0.30	0.30												
<p>2. 事業の必要性 沖縄海岸海中公園地区は、多くのサンゴ群集が生息し、美しい海中景観の核となる区域であるとともに、本県観光産業における最も重要な資源であるが、白化現象、オニヒトデの食害や人間活動に伴う環境負荷により、サンゴが死滅し、海中景観が著しく悪化しつつあることから、景観の保全・復元及び創造の方法を検討し、良好な海中景観を創出する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 海中景観の保全・復元及び創造の具体的手法</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成15年度：現況調査(サンゴ等海中生物、潮間帯生物、海浜の貝殻等) 平成16年度：海中景観保全の手法の検討及び実施研究 平成17年度：海中景観保全・復元及び創造の具体的手法について検討</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) モニタリングと実験的観察を行い、海中景観の保全・復元及び創造の具体的手法をまとめる。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿(保全・復元あるいは創造すべき景観の明示、重点的に保全等を行う箇所抽出)</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 現況調査の結果から、沖縄海岸海中公園地区の現在の海中景観の状況が明らかとなり、景観保全等の手法等の検討を行った。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿を明らかにする。 (保全・復元あるいは創造すべき景観について取りまとめるとともに、重点的に保全等を行う箇所の抽出を行う。)</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	文化環境部 自然保護課 自然公園班				
評価責任者	自然保護課		担当者自然公園班		
課番号	030900	係番号	02	電話番号	866-2243
				作成年月日	

事務事業コード	2006-030900-02-09				
事務事業名	沖縄海岸海中公園地区景観保全調査				
歳出事業コード(1)	157002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	自然公園管理事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	070203	計画名	環境保全実施計画		
			政策目標	自然環境の保全・活用		
			施策	多様な生物の生息・生育環境の保全		
	再掲コード	010401	計画名	観光振興計画		
			政策目標	国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化		
			施策	観光客受入体制の確保		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	海中景観の保全・復元及び創造の具体的手法					
成果指標名又は成果の内容(A')	沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	1,300	1,880	1,750	1,250	
	人工数D	0.40	0.40	0.30	0.30	
	人件費E	2,652	2,576	1,932	1,926	
	合計C+E=F	3,952	4,456	3,682	3,176	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	現在の沖縄海岸海中公園地区の海中景観は、気候の変動、オニヒトデの食害や人間活動に伴うさまざまな攪乱により、サンゴが死滅し、海中景観が著しく悪化している。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	サンゴ保全をはじめとした海中景観の保全に対する県民意識の向上。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定根拠	島しょ県であり、他県と比較して海中公園地区の面積が大きい。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	自然公園法の規定により官が指定・管理を実施する。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	自然公園法の規定により県が実施する。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	海中公園地区の管理等は、自然公園法において県の事務として規定されている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	海中公園地区の管理等は、自然公園法に基づき実施されるものである。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿を明らかにするためには、海中景観の保全、復元及び創造の具体的手法を検討し、まとめておく必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	海中景観の保全、復元及び創造の具体的手法が明らかとなれば、沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿を明示することが可能となる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 平成15年度から実施されているが、実施により、沖縄海岸海中公園地区の海中景観の現況が明らかとなるとともに、長期のモニタリングと実験的観察の必要性が提言された。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 平成15年度から実施されているが、現況調査（サンゴ等海中生物、潮間帯生物、海浜の貝等）の結果、沖縄海岸海中公園地区の海中景観の状況が明らかとなった。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 海中公園地区の管理等は、自然公園法において県の事務として定められている。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 現地調査や試験研究が対象でありO A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
3. 役割分担		(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
効率性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
8. 対費用効果		(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
9. 県の負担割合			A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	9	2	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性
		1

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。

判定根拠 沖縄海岸海中公園地区は、美しいサンゴ群集が形成された海中景観の核となる地区であるとともに、本県の観光産業における重要な資源であることから、現在、悪化している海中景観の変化について原因等を考察した上で、海中景観の保全・復元及び創造の具体的手法をとりまとめ、沖縄海岸海中公園地区のあるべき姿を提言する必要がある。現在実施している名護市・恩納村の海中公園地区を見直し、座間味村・渡嘉敷村の海中公園地区の事業を実施する。